

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治税務局企画課

1 改正理由

航空機燃料譲与税法は、航空機燃料税の13分の2（平成23年から平成25年までの間は9分の2）に相当する額を、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものである。

平成24年12月13日に岩国飛行場が開港し、航空機燃料譲与税の対象空港となることに伴い、同譲与税額の算定を行う際に必要となる補正区分について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

別表第一（管理の態様による補正）における補正率0.2の欄及び、別表第二（空港の所在による補正）における補正率0.6の欄に「岩国飛行場」を追加する。

3 施行期日

公布の日（平成25年3月8日）

4 適用区分

平成24年度3月期以後の年度分の航空機燃料譲与税から適用。